

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種で医療従事者等に健康被害を生じた場合の取扱いについて」

見出しの件につきまして、地方公務員災害補償基金では、各支部に対し、[こちら](#)のとおり通知いたしました。

なお、通知に記載のある「別添厚生労働省資料」については、厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、以下の URL をご覧ください。

(厚生労働省ホームページ『接種についてのお知らせ』)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00218.html

※「接種の対象や、受ける際の接種順位」の「(1)と(3)のそれぞれの範囲については、こちらをご確認ください。」にあるハイパーリンクから資料がご覧になります。

事務連絡
令和3年4月22日

地方公務員災害補償基金
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金
補償課長

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種で医療従事者等に
健康被害を生じた場合の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の公務災害認定における取扱いについては、令和2年5月1日付け地基補第145号により通知しているところですが、接種順位の上位に位置付けられている医療従事者等に係るワクチン接種で健康被害を生じた場合について、労働者災害補償保険制度との均衡を失しないよう、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

職員が任意で受けるワクチン接種については、一般に、業務として行われるものとは認められず、健康被害が生じたとしても、公務災害とは認められません。

しかしながら、接種順位の上位に位置付けられている医療従事者等（ワクチン接種の順位については令和3年2月9日付け内閣官房・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」参照）については、その業務の特性として、新型コロナウイルスへのばく露の機会が極めて多く、当該医療従事者等の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要とされています。

したがって、当該医療従事者等に係るワクチン接種は、職員の任意の意思に基づくものではあるものの、医療機関等の事業目的の達成に資するものであり、地方公務員災害補償制度における取扱いとしては、職員の公務遂行のために必要な行為として、公務遂行性を認めることとします。

なお、別添厚生労働省資料における高齢者施設等の従事者に該当する職員に係るワクチン接種についても、同様の取扱いとします。